省　令

○総務省令第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の規定並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第四条第一項及び第三項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

総務大臣　新藤　義孝

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　政治団体の届出等（第一条―第十三条）

第二章　公職の候補者に係る資金管理団体の届出等（第十四条）

第三章　国会議員関係政治団体に関する特例等（第十五条―第二十三条）

第四章　報告書の公開（第二十四条―第三十六条）

第五章　寄附等に関する制限（第三十七条―第三十九条）

第六章　補則（第四十条・第四十一条）

附則

第一章　政治団体の届出等

第一条の二を削る。

第二条を次のように改める。

（政治団体が設立の届出に添付する文書）

第二条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第五条第二号から第六号までに掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　令第五条第二号に規定する書面　別記第二号様式

二　令第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書　別記第三号様式

三　令第五条第三号イに掲げる文書　別記第四号様式

四　令第五条第三号ロに掲げる文書　別記第五号様式

五　令第五条第四号に掲げる文書　別記第六号様式

六　令第五条第五号に掲げる文書　別記第七号様式

七　令第五条第六号イに定める文書　別記第八号様式

第三条中「別記第三号様式」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

一　政治資金団体の指定の届出　別記第九号様式

二　政治資金団体の指定の取消しの届出　別記第十号様式

第四条の見出しを「（政治団体の異動の届出）」に改め、同条中「第七条第一項前段」を「第七条第一項」に改め、「政治団体の届出事項の」を削り、「別記第四号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

第五条の見出し中「政治団体の台帳」を「政治団体台帳」に改め、同条第一項中「政治団体の台帳」を「政治団体台帳」に、「別記第五号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条第二項中「政治団体の台帳」を「政治団体台帳」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、法第十七条第三項の規定による公表をした場合には、直ちに、政治団体台帳から当該公表に係る政治団体のカードを取り除き、その日から五年間、当該カードを保存するものとする。

第五条に次の一項を加える。

4　法第十八条の二第一項の規定により適用される法第七条の三第一項の規定により調製する政治団体台帳に係るカードは、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

第六条を次のように改める。

（会計帳簿の種類、様式及び記載要領）

第六条　法第九条第一項の会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿及び運用簿とする。

2　前項の収入簿、支出簿及び運用簿の様式及び記載要領は、別記第十三号様式に定めるところによる。

第七条の見出しを「（収入及び支出の項目等）」に改め、同条第一項中「同じ。）」の下に「による収入」を加え、同条第二項中「法第十八条第四項第二号」を「第十八条第四項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める経費は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費とする。

第八条を削る。

第九条中「に規定する報告書」を「の報告書（以下「収支報告書」という。）」に、「別記第七号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第八条とする。

第十条を次のように改める。

（領収書等の写しの提出方法等）

第十条　法第十二条第二項に規定する領収書等を徴し難かつた支出の明細書は、別記第十五号様式によるものとする。

2　法第十二条第二項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第十六号様式の文書

二　振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）　当該振込明細書の写し

3　法第十二条第二項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4　法第十二条第二項の規定により提出する領収書等又は振込明細書の写し（第二項第二号に定める振込明細書の写しを含む。）は、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格Ａ列四番の用紙に複写したものとする。

5　法第十二条第二項の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第七条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

第十条を第九条とする。

第十一条の見出しを「（監査意見書の様式）」に改め、同条中「別記第九号様式」を「別記第十七号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「（政治団体の解散等の届出）」に改め、同条中「別記第十号様式」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第十八号様式

二　法第十八条第五項の規定により政治団体の本部が届出をする場合　別記第十九号様式